次のとおり企画提案競技(企画コンペ方式)の募集を行います。

令和7年10月16日

収支等命令者

佐賀県政策部広報課長 金子 暖

1 業務内容

(1) 委託業務名

令和7年度海外向け情報発信サポート業務

(2) 委託業務の仕様等

「説明書」及び「業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結の日から 令和8年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加できる者は、以下の要件の全てを満たす民間企業、NPO 法人、その他の法人または法人以外の団体であって、本業務委託を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去 2 年以内に海外メディアの視点を取り入れた情報発信に係る企画の実績があること
- (2) 自己もしくは協力会社が海外に拠点を持ち、国際感覚を持ってリサーチに当たれる体制であること
- (3) 緊急の対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応ができること
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当する者でないこと
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき 更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は民事再 生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可又は再生計画の認可 の決定が確定された者を除く)でないこと
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者 又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でな いこと
- (7) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形または小切手

が不渡りとなった者でないこと

- (8) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまで に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県 政策部 広報広聴課 コミュニケーションデザイン担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

TEL: 0952-25-7219 FAX:0952-25-7263

メール: kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年10月16日(木曜日)から佐賀県ホームページに掲載する。

4 事前説明会

実施しない。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、企画競争参加申込書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年10月27日(月曜日)午後5時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年11月4日(火曜日)までに通知する。
 - 注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和7年11月7日(金曜日)午後5時まで

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 審査会の日時

- (1) 日時 令和7年11月10日(月曜日)予定
- (2) 審査会は参加者によるプレゼンテーションは実施せず、企画提案書等の書面審査で委託事業者を決定する。

8 結果の通知

令和7年11月12日(水曜日)までにすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供する ことができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、 その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、 これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有して おり、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (f) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるお それがないとき。

(2) 見積書について

- ア 見積書には住所、氏名(法人にあっては商号又は名称、代表者職名、代表者氏名)を 必ず記載すること。
- イ 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 提出期限までに提案書を提出しなかった場合
- カ 代理人でその資格のない場合
- キ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- ク 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行する ことができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。 なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査員にて協 議の上、最優秀提案者を決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

詳細は説明書による。